

入 札 公 告

筑紫野市公告第131号

起工第116号 常松浄水場 中央監視設備更新工事について、下記のとおり一般競争入札を行いますので、筑紫野市契約規則(平成4年筑紫野市規則第10号)第7条第1項の規定に基づき公告します。

令和6年5月28日

筑紫野市長 平 井 一 三



記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 起工第116号 常松浄水場 中央監視設備更新工事
- (2) 工事場所 筑紫野市大字常松 (常松浄水場)
- (3) 工事概要 システムラック 1式
場内コントローラ盤 1面
3号取水井現場操作盤 1面
排水桝排水ポンプ現場操作盤 1面
排水処理現場 I/O盤機能増設 1式
No. 1～3送水ポンプ現場操作盤機能増設 1式
集水桝現場操作盤 1面
- (4) 予定工期 契約締結の翌日から令和9年2月27日まで
- (5) 予定価格 212,916,000円 (消費税相当額を含む)
- (6) 最低制限価格 159,687,000円 (消費税相当額を含む)

2 入札参加資格 (地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

- (1) 令和6年5月28日現在において、電気工事について、筑紫野市競争入札参加資格及び手続等に関する規程(平成9年筑紫野市規程第8号)に基づき競争入札に参加する資格の認定を受けている者(建設工事業種別・有資格者一覧表(以下「有資格者名簿」という。)登載者)であること。
- (2) 建設業法第27条の23の規定に基づく電気工事業に係る経営事項審査結果の総合数値が1000点以上であること。ただし、公告日から落札者が契約締結する日までの間において、経営事項審査が有効なものに限る。又、電気工事業について特定建設業許可又は一般建設業許可を有すること。

3 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和6年5月28日現在において、次の条件を満たすこと。

なお、契約締結時点においても同条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

- (2) 筑紫野市指名停止等の措置に関する規則(平成24年筑紫野市規則第38号)に基づく指名停止等の措置期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(更正手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく有資格者名簿の登載者を除く。)
- (4) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (5) 有資格者名簿の営業所について次の条件を満たすこと。
建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する営業所の所在地が福岡県内であること。
- (6) 電気工事について、公共工事の元請として浄水場中央監視設備更新工事の施工実績(ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の構成員としての施工実績に限る。)を有すること。
- (7) 電気工事業に関する監理技術者又は主任技術者(ただし、当該技術者は、入札参加申込者と雇用関係にある者に限る。)を当該工事に専任で常駐配置できること。
- (8) 電気工事業について一般建設業の許可を有する者は、建設業法第16条の規定により、本工事に予定する下請代金の総額が4500万円未満であること。

4 入札申込書、仕様書等の配布

- (1) 方 法 筑紫野市のホームページ「一般競争入札の入札公告および入札結果」からのダウンロードによる配布とする。
- (2) 期 間 令和6年5月28日(火曜日)午後1時00分から
令和6年6月25日(火曜日)午後5時00分まで
- (3) ダウンロード先のホームページアドレス
一般競争入札の入札公告および入札結果 - 筑紫野市ホームページ (city.chikushino.fukuoka.jp)

5 提出期限

令和6年6月25日(火曜日)まで

6 入札手続等

- (1) 入札執行日時 令和6年7月19日(金曜日)午後1時30分
- (2) 入札執行場所 筑紫野市役所5階会議室505
- (3) 入 札 方 法 郵送または持参
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 契約保証金 契約金額の10/100以上。ただし、一定の要件に該当する場合は、これを免除できる。
- (6) 入札の無効 入札参加資格のない者のした入札、申込書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札参加条件に違反した入札は無効とする。その他、入札心得書に記載された項目についても同様とする。
- (7) 落札者の決定方法 筑紫野市契約規則第12条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で有効な入札を行った者が落札者となる。落札者となるべき価格の入札を行った者が2者以上のときは、くじにより決定する。

- (8) 工事費内訳書の提出 入札に際して、工事費内訳書の提出を求める。
- (9) 契約書作成の要否 要

7 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者が1者のみでも入札は成立するものとする。
- (3) 現場説明会は行わない。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、筑紫野市指名停止等の措置に関する規則に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 詳細は、入札説明書による。
- (6) 対象工事の契約締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年筑紫野町条例第2号）第2条の規定に基づき筑紫野市議会の議決を要するため、落札者と停止条件付仮契約を締結する。

なお、当該仮契約が本契約として効力を生ずるまでの間に、当該仮契約の相手方が入札参加資格を失ったとき又は筑紫野市指名停止等の措置に関する規則に基づく指名停止を受けたときは、当該仮契約を解除する。